

父親子育て応援企業登録制度

【募集要項】

1 目的

父親の家事・育児への参画を促進するため、労働環境の整備に取り組む企業を県が登録するとともに、その活動を広く紹介することにより、「父親子育て応援企業」の普及・拡大を図ります。

2 表彰対象企業

福井県内に所在する企業等を対象とします。ただし、労働関係法令を遵守していることを要件とします。

3 募集方法

所定の応募用紙に必要事項を記入し、必要書類を添付して、福井県健康福祉部こども未来課まで郵送、持参、電子メール（kodomomirai@pref.fukui.lg.jp）でお送りください。（電子メールの場合は、別途必要書類を送付してください。）

4 募集期間

通年

5 登録企業の決定

県は、対象企業等から提出された登録応募用紙を確認し、別紙「登録基準」に適合すると認められるときは、父親子育て応援企業として登録します。

6 登録企業の要件

次のア～オのすべてに該当する企業を登録します。

なお、従業員数100人以下の企業についてはア・イ・オに該当する企業とします。

ア 次に掲げるような仕事と子育ての両立を支援する独自の制度を導入し、男性に当該独自制度の利用実績または育児休業の取得実績があること。（登録年度を含めた過去3年間での実績が対象）

【実践例】

- 育児・介護休業法の義務規定を超える制度を導入
 - ・ 1歳（両親ともに育児休業を取得する場合は1歳2ヶ月）以上の子の育児休業制度
 - ・ 3歳以上の子どもを養育する労働者の短時間勤務制度
 - ・ 3歳以上の子どもを養育する労働者の所定外労働の制限に関する制度
 - ・ 始業時刻変更等の措置
（フレックスタイム制、始業、終業時刻の繰上げ、繰下げ）
 - ・ 小学生以上の子の看護休暇制度
- 乳幼児健診、授業参観、キャンプ、スポーツ大会等に合わせた休暇制度
- 配偶者の出産前後の休暇制度 等

イ 制度を利用しやすいよう子育てをサポートする職場づくりを実践していること。

【実践例】

- 家族時間の伸長のための措置
 - ・ 有給休暇の取得促進
 - ・ 学校行事に参加するための有給休暇の取得促進
 - ・ ノー残業デーの徹底
- 制度利用を啓発・促進する活動
 - ・ 子育て支援制度の周知
 - ・ 職場における家庭教育講座の実施
 - ・ 社内報で定期的に子育てに関する記事掲載
- 育休取得者に対するサポート
 - ・ 育休復帰者への教育訓練の機会提供
 - ・ 育休取得者の原職または原職相当職への復帰
- その他
 - ・ 子育てサポートに対する労働局長の認定マーク（くるみん）の取得
 - ・ 企業独自に実施している子育てをサポートする活動

ウ 次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定し、その旨を労働局へ届け出ていること。（従業員数101人以上の企業の場合）

エ ウの一般事業主行動計画を公表し、従業員へ周知する措置を講じていること。

7 登録企業への支援

登録企業には、次のような支援を行います。

- (1) 県制度融資「中小企業育成資金（一般）（企業の子育て奨励分）」を利用した際の保証料の全額補給（登録年度から3年以内に借入れした場合の保証料を補給対象とする。）
- (2) 県の入札参加資格における審査項目として評価
- (3) 「父親子育て応援企業」として、県ホームページなどで広報